

指定校変更・区域外就学をご存知ですか!?

学校教育係より

■指定校変更とは?

せたな町教育委員会は、住民基本台帳の住所により就学すべき学校を指定していますが、保護者の申立により、理由が下記の基準に該当し、就学校の変更が認められる場合、指定した学校を変更することができる制度です。

せたな町の「教育委員会指定校変更基準」についてお知らせします。

【許可基準】

- ①身体虚弱・病弱・身体障害等の理由で、教育上の配慮を要する場合。
- ②指定校通学区域内に学童保育所がないため、学童保育所所在地を通学区域とする学校を希望する場合。
- ③保護者の就労等により、放課後に希望校通学区域内的の祖父母等の家に子どもを預ける場合。
- ④在学中の兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合。
- ⑤保育園、幼稚園の交遊関係から同じ学校を希望する場合。
- ⑥家庭の事情により、住民基本台帳の住所と生活の本拠地が異なる場合で、生活の本拠地の学校を希望する場合。
- ⑦在学中の児童生徒が転居等に伴い学校区が変わる場合で、そのまま在学していた学校を希望する場合。
- ⑧いじめ、不登校等の状態にある児童生徒が、環境の改善を目指し、指定校以外に就学を希望する場合。
- ⑨学校の規模や教育課程等の特性から、保護者が通学区域外の学校を希望する場合。
- ⑩指定校に希望する部活動がない生徒が、希望する部活動がある学校に就学を希望する場合。
- ⑪生徒指導上の問題等により、指定校へ通学することが困難である場合。
- ⑫その他教育委員会が特に必要と認めた場合。

■区域外就学とは?

住所の存する市町村の設置する小学校・中学校以外の小学校・中学校に就学させようとする場合に、その保護者は就学させようとする学校を設置する市町村の承諾を証する書面を添え、住所の存する市町村の教育委員会に届け出しなければなりません。

この際、就学希望先の市町村と住所の存する市町村において協議し、認められた場合、希望校に就学できる制度です。

申請方法、その他制度の内容等については詳しくは教育委員会企画総務課まで相談して下さい。



問い合わせ先/せたな町教育委員会
企画総務課 学校教育係
TEL 0137-84-5111
FAX 0137-84-6694

介護用雑布等の募集



せたな町立国保病院では、介護の際、汚物などを処理するための使い捨てとなる雑布（タオル・下着シャツなど古いものでかまいません。ジーンズは不可。）を引き続き必要としています。ご家庭で必要とされていない雑布がありましたら、ご寄付をお願いします。ご連絡いただければ取りに伺います。



■問い合わせ先
せたな町立国保病院
☎0137-84-5321

「らくのうこどもギャラリー」 全国一!!

さゆり
田中彩由里ちゃん
(玉川小学校3年生)



：審査員講評：

「ごつごつした牛の顔の特徴を上手く捉えています。こちらをじっと見つめる目の力強さや神経質そうな、耳の動きなど、いきいきとした生命力が感じられます。背景を鮮やかなグリーンで統一したことが顔の印象を強めています。」(作品は表紙)

酪 農を題材にした絵などを展示する「第36回らくのうこどもギャラリー」(全国酪農青年女性会議など主催)で、北檜山区西丹羽の田中彩由里ちゃんの水彩画「こつちを向く牛」が、全国から598点もの応募の中みごと最高賞の特選に選ばれました。

もともと絵を描くのが好きだった彩由里ちゃん。お母さんの勧めもあって応募しました。牛舎にいすを持ち

込んで一週間で描いた作品です。

この牛を選んだのは「一番落ち着いているから。動物は難しいです。」と彩由里ちゃん。普段から子牛をなでたり、牛と触れ合って可愛がっているそうです。

絵を描くのが好きな彩由里ちゃんは、その一方でとても活発な女の子。

お兄ちゃんの佑磨君(玉川小学校6年)がキャプテンを務める少年野球チーム「北檜山ラウドネス」に所属しています。

今年も春から、少年野球の大会が続いて、休日も野球で汗を流している彩由里ちゃんです。



高橋知事と意見交換

道の「地域づくり推進会議in檜山」が8月3日、瀬棚区の瀬棚ふれあいセンターで開催、高橋はるみ知事が来町し、檜山管内7町長と高橋知事が「檜山地域の特色を生かした地域産業の活性化」をテーマにした意見交換を行いました。

高橋町長は、農業の担い手不足や高齢化の進行について説明したあと、集落営農法人など受け皿づくりを進めるための人的支援などを知事に要望しました。

知事は「職員を派遣し、それぞれの町村の課題に対応するよう、順次やっていこうと思っている」と答えられていました。

